

議案第 72 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

平成 27 年 2 月 17 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

市川市放課後保育クラブの設置及び管理に関する条例（平成 14 年条例第
34 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（名称、位置及び定員）

第 2 条 放課後保育クラブの名称及び位置は、別表のとおりとする。

- 2 放課後保育クラブの定員は、市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運
営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 16 号）第 10 条第 2 項に
規定する基準に従い、放課後保育クラブごとに市長が別に定めるものとする。
- 3 市長は、前項の規定により定員を定めたときは、速やかにこれを公表する
ものとする。これを変更したときも、同様とする。

別表を別紙のように改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	位 置
市川市市川小学校放課後保育クラブ	市川市市川2丁目32番5号
市川市真間小学校放課後保育クラブ	市川市真間4丁目1番1号
市川市中山小学校放課後保育クラブ	市川市中山1丁目1番5号
市川市八幡小学校放課後保育クラブ	市川市八幡3丁目24番1号
市川市国分小学校放課後保育クラブ	市川市東国分2丁目4番1号
市川市大柏小学校放課後保育クラブ	市川市大野町2丁目1,877番地
市川市宮田小学校放課後保育クラブ	市川市新田4丁目8番15号
市川市富貴島小学校放課後保育クラブ	市川市八幡6丁目10番11号
市川市若宮小学校放課後保育クラブ	市川市若宮3丁目54番10号
市川市国府台小学校放課後保育クラブ	市川市国府台5丁目25番4号
市川市平田小学校放課後保育クラブ	市川市平田3丁目28番1号
市川市鬼高小学校放課後保育クラブ	市川市鬼高2丁目13番5号
市川市菅野小学校放課後保育クラブ	市川市菅野6丁目14番1号
市川市行徳小学校放課後保育クラブ	市川市富浜1丁目1番40号
市川市信篤小学校放課後保育クラブ	市川市原木2丁目16番1号
市川市南行徳小学校放課後保育クラブ	市川市欠真間1丁目6番38号
市川市鶴指小学校放課後保育クラブ	市川市大和田4丁目11番1号
市川市宮久保小学校放課後保育クラブ	市川市宮久保5丁目7番1号
市川市二俣小学校放課後保育クラブ	市川市二俣678番地
市川市中国分小学校放課後保育クラブ	市川市中国分1丁目22番1号
市川市曾谷小学校放課後保育クラブ	市川市曾谷7丁目18番1号
市川市大町小学校放課後保育クラブ	市川市大町84番地の10
市川市北方小学校放課後保育クラブ	市川市北方町4丁目1,356番地の1
市川市新浜小学校放課後保育クラブ	市川市行徳駅前4丁目5番1号

市川市百合台小学校放課後保育クラブ	市川市曾谷 6 丁目 1 0 番 1 号
市川市富美浜小学校放課後保育クラブ	市川市南行徳 2 丁目 3 番 1 号
市川市柏井小学校放課後保育クラブ	市川市柏井町 1 丁目 1 , 1 4 9 番地の 1
市川市大洲小学校放課後保育クラブ	市川市大洲 4 丁目 1 8 番 1 号
市川市幸小学校放課後保育クラブ	市川市幸 1 丁目 1 1 番 1 号
市川市新井小学校放課後保育クラブ	市川市新井 1 丁目 1 8 番 1 3 号
市川市南新浜小学校放課後保育クラブ	市川市新浜 1 丁目 2 6 番 1 号
市川市大野小学校放課後保育クラブ	市川市南大野 1 丁目 4 2 番 1 号
市川市塩焼小学校放課後保育クラブ	市川市塩焼 5 丁目 9 番 8 号
市川市稲越小学校放課後保育クラブ	市川市稲越町 5 1 8 番地の 2
市川市塩浜小学校放課後保育クラブ	市川市塩浜 4 丁目 5 番 1 号
市川市大和田小学校放課後保育クラブ	市川市大和田 1 丁目 2 番 6 号
市川市福栄小学校放課後保育クラブ	市川市南行徳 2 丁目 2 番 1 号
市川市妙典小学校放課後保育クラブ	市川市妙典 2 丁目 1 4 番 2 号
市川市稲荷木放課後保育クラブ	市川市稲荷木 1 丁目 1 4 番 1 号
市川市妙典放課後保育クラブ	市川市妙典 2 丁目 1 1 番 1 3 号
市川市幸公民館放課後保育クラブ	市川市幸 1 丁目 1 6 番 1 8 号
市川市南行徳公民館放課後保育クラブ	市川市相之川 1 丁目 3 番 7 号
市川市本行徳公民館放課後保育クラブ	市川市本行徳 1 2 番 8 号
市川市富美浜地域ふれあい館放課後保育クラブ	市川市欠真間 2 丁目 3 1 番 5 号
市川市行徳地域ふれあい館放課後保育クラブ	市川市富浜 2 丁目 5 番 1 9 号
市川市香取地域ふれあい館放課後保育クラブ	市川市香取 2 丁目 1 9 番 1 号

理 由

放課後保育クラブの入所対象児童の範囲が拡大されたことを踏まえ、新たに本行徳公民館放課後保育クラブを設置するとともに、市川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例において児童1人当たりの専用区画の面積について基準が定められたことを考慮し別表の定員を定める規定を削るほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。